

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2014年8月号

(議会報告通号 Vol. 75)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!



横浜・「めぐカフェ」に視察に行ってきました。

7月15日、同じ会派の議員さんたちと一緒に、横浜市の男女共同参画センターにある「めぐカフェ」に視察に行ってきました。

「めぐカフェ」は2010年にオープンしたカフェで、若い女性のための就労支援の場になっています。

行政が実施している女性への支援はたとえば子育て支援、結婚・出産を機に仕事をやめた女性が復職するための講座などのサポート、DV被害者支援などがありますが、結婚していない若い世代の女性を対象にした事業はあまり考えられてきませんでした。そもそも、困りごとを抱えているかどうかの把握すらおこなわれてこなかったといえます。

そこで横浜市では2008年に若い女性の状況調査をおこないました。そして調査の中で、生活や健康面での課題を抱えて孤立する若い女性が多いうることを把握しました。しかし一方で結婚していない女性の場合「家事手伝い」と位置づけられて、ひきこもっている状態すらも把握されることなく、サポートから外れてしまうのです。若い人のための就労支援策として国は「若者サポートステーション」という事業を実施している横浜でもやっつけてはいるのですが、女性の参加は少なかつた(男女比が7対3)ということもあり、別途、女性のための支援を始めたという経過があったそうです。

「めぐカフェ」は現在、月曜から木曜の11時30分〜16時に営業。就労支援の講座を受講し終えた女性たちが実習生として訓練を受けています。

今まで、困りごとそのものが把握されていなかったことに光を当てていくことはとても大切だと考えます。練馬区も石神井に男女共同参画センターがあります。そこで取り組むべき課題として提案していきたいと思えます。

二〇一四年八月

かとうき 桜子

7月16日、17日に気仙沼に出かけてきました。

皆さんにもカンパの呼びかけをさせていただいている宮城県気仙沼。前回うかがったのが今年の1月で、しばらく間があきましたので、最近の状況を知り、今後また皆さんに呼びかけて出かける際の参考にすべく、7月16日、17日に出かけてきました。

気仙沼のまちは、地盤沈下した土地のかさあげ工事が進められていて、トラックがたくさん走っていました。商店街を本設にするための工事はようやく来年には始まる予定だそうです。

また、今回、リアス・アーク美術館というところに伺いました。気仙沼の昔からの漁業や生活についてまとめた展示も、震災の時の写真や経験者のお話をまとめた展示もとても良い内容でした。今後、みなさんをお誘いする「気仙沼ツアー」を実施する際には、ぜひみなさんと一緒に訪れたい場所です。



南町紫市場の建物

宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしています。2011年12月の商店街開設時からカンパを続けています。

商店街の再建までにはまだ時間がかかるようです。引き続きの応援をお願いします。

【郵便振り込み・口座番号】

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

【銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です】

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

和力・練馬公演を予定しています。

2014年12月22日(月)午後6時30分〜練馬文化センター小ホール

【参加費】一般/前売り 3500円 中学生以下、障害のある方/前売り 2000円 (当日は500円増し)

まだ少し先の日程ですが、私のいとこが主宰する伝統芸能のユニット「和力」の公演が予定されています。詳細は別途チラシを配布する予定ですが、楽しい会ですのでぜひご参加ください。

かとうき桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強のために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙にて初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



地域包括支援センターの民間委託

地域の身近な窓口の大きな変更

6月27日、私の所属する「医療・高齢者等特別委員会」で「地域包括支援センター本所の委託について」という話がありました。

「地域包括支援センター」は、高齢者や介護の必要な方、介護について心配されている方などが自分の住む地域で生活に関するどんなことでも相談できるセンターで、介護保険法に位置づけられています。詳しい業務内容は左のページの枠内をご覧ください。

事業を実施するために、センターには必ず、**①主任ケアマネ**（ケアマネの実務経験を5年以上積んで研修を受け、他のケアマネの調整などの役割を果たす）、**②保健師**、**③社会福祉士の3つの専門職**は置かなければいけないと、「介護保険法施行規則」に定められています。

練馬区では、**福祉事務所に併設している4つの地域包括支援センター**「本所」を行政直営で運営し、地域の中にある**施設併設の24か所の「支所」を民間委託で設置**してきました。今まで直

営を残してきたことには、**虐待対応や様々な事情で民間では難しいケースについての対応**、またそうした事例への助言などをする役割を行政が担うという意味がありました。しかし、今回練馬区は、直営で運営してきた4つの「本所」のうち、ひとつだけを直営で残してあとの3つは民間に委託するという方針を出したのです。

地域包括支援センターでは、先に述べた3つの**専門職の人材確保が難しい**という課題があります。保健師・看護師が足りずに一時的に欠員状態になっている支所が現在5か所あるのです。また直営の本所では主任ケアマネの確保が難しく、5年の期限のある任期付きの行政職員という位置づけで働いてもらっていますが、今年度で任期が終了の予定です。①主任ケアマネを正規の公務員として採用するのは公務員採用のルール上なかなか難しい、②現在いる公務員の中から新たに主任ケアマネを育てるのも難しい（今、行政はほとんど介護の現場を持っていませんから、実務経験を積める場が限られています）、③という理由から、行政が直接主任ケアマネの雇用を確保するのは現実的には難しく、業務を委託することで委託先の民間事業者の人材確保してもらったのが現実的であると整理したようです。

委託した場合の業務内容は以下のようになると思います。（委員会資料より抜粋）

- ・総合相談事業（決定事務、介護保険認定調査事務の一部を除く。）
- ・権利擁護事業（行政専管事項等を除く）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・在宅医療・介護連携施策の推進事業（新規）
- ・認知症施策の推進事業（新規）
- ・介護予防支援事業（新規）
- ・地域包括支援ネットワークの構築

「新規」とあるのは、介護保険法改正によって来年度から新しく始まる事業です。今回の法改正は特に要支援が介護給付から外されて地域支援事業に移行するという大きな転換がある時期です。自治体としても介護事業者としても対応しなければならぬ新たな課題が生じるはずですから、なおさら受託事業者の負担感が重くなるのが懸念されます。

高齢者虐待の通報があった場合に立ち入り調査をしたり、身の安全を図るために施設に入所させるといった大きな権限のあるものについては委託ではできないので引き続き直営で行うということです。が、虐待に関しても以下のような内容は委託できると法に定められているため、練馬区でも今後、民間事業者が行うこととなります。（高齢者虐待防止法17条）

- ・虐待防止・虐待を受けた高齢者の保護に関する相談、指導、助言。

- ・虐待の通報に関すること、通報の届け出の受理、高齢者の安全確認、事実確認、養護者の負担軽減のための措置

ちなみに練馬区ではこどもの虐待に関しては、民間委託している子ども家庭支援センターではなく練馬と石神井の直営の部署で行うことになっています。これと比較すると高齢者の虐待問題はかなり民間にゆだねられることになってしまうというのも大きな課題ではないでしょうか。虐待に関することは高齢者の命、人権、個人情報に大きくかわる問題なので、民間に任せるのは慎重であるべきだと考えます。

本所の業務は虐待対応などの重い内容があるので、支所業務の経験を積んだ事業者任せたいと区は言います。しかし、前に書いたようにすでに人材不足が起きている中で、本所まで委託したら本所に人材が流れてしまい、さらなる支所の人材不足が起ころうとも懸念されるのではないでしょうか。

今まで書いてきたように直営で運営してきた地域包括支援センター本所の業務を民間に任せることにはたくさんの懸念材料があります。主任ケアマネの任期付き採用を始めた段階で5年の期限があることはわかっていただけで、もっと早い段階でより良い工夫を考えるべきでしたし、行政が責任を持って業務を実施するのに制度上の課題があるという点は国に対しても意見を言っていくべきなのではないでしょうか。

行政は高齢者福祉の向上に責任を持つこと、また区は介護保険の保険者でもあることについて十分な問題意識、当事者意識を有しているのだろうかという点も疑問に感じます。

今回の民間委託の問題は、高齢者が安心して地域で暮らすためのしくみの大きな転換であり、まだまだ課題を残している分野ですので、今後もみなさんに経過をご報告したいと考えています。

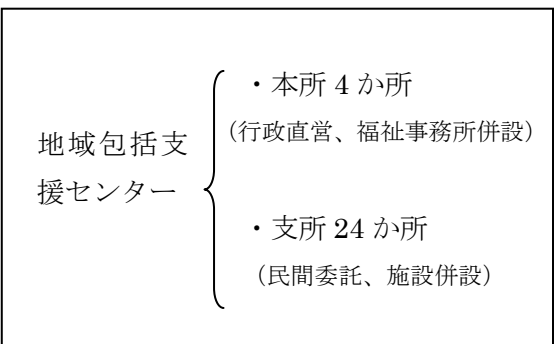
練馬区による、地域包括支援センターの説明（練馬区のホームページより抜粋）

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。介護保険法第115条の45に規定され、区市町村はその責任主体となっています。

【業務の内容】

- ・介護予防ケアマネジメント（二次予防事業対象者のケアマネジメント）
- ・総合相談支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・指定介護予防支援事業者として、要支援者のケアマネジメントを実施



【練馬区の地域包括支援センターは】

練馬区では、4箇所の総合福祉事務所に地域包括支援センターを、24箇所の在宅介護支援センターに地域包括支援センター支所を、それぞれ設置しています。また、この窓口業務を、よりわかりやすく親しみやすいものとするため、呼び名を「高齢者相談センター」としています。

[本所]
介護保険に関する苦情・相談やその他高齢者の福祉に関する相談に応じ、在宅介護の支援をします。また、高齢者相談センター支所や介護サービス事業者などとの調整、指導、援助をします。各総合福祉事務所に区が設置しています。

[支所]
介護や介護予防に関する相談に応じるほか、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定の申請を受け付ける窓口です。区からの委託を受けて社会福祉法人などが運営しています。